

平成23年8月1日より

日シンガポール間AEO相互承認

が実施されます。

シンガポールとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出入者の皆様は、以下の方法で、シンガポールの税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本のAEO輸出入者の方は、皆様の日シンガポール相互承認用コードをシンガポールの取引相手にお知らせ下さい。

※相互承認用コードは、各税関のAEO制度担当からお知らせ致します。

シンガポールの輸出入者がそのコードをシンガポールでの輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物がシンガポールの税関手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

シンガポールのAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本の輸出入者の皆様が取引を行うシンガポールの輸出入者が、AEO輸出入者である場合には、シンガポールのAEO輸出入者が保有する17桁のコード(参考1)をその方に確認し、ルール(参考2)に従って12桁としたコードを日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力して下さい。

【参考1:シンガポールのAEO輸出入者が保有するコード(17桁)の体系】
“AEOSG”+日付8桁(DDMMYYYY)+連番3桁+英数字1桁

【参考2:17桁から12桁への変換ルール】※次ページ参照
EOSG、YY(西暦の上2桁)、末尾の英数字1桁を削り、9・10桁目に“SG”を挿入。
(例): AEOSG311220100011 → A3112100SG01

日シンガポール間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka230625.htm

を参照下さい。

シンガポールのAEO事業者が保有する17桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
規則	A	E	O	S	G	日	日	月	月	年	年	年	年	連	番	*	

*は、チェックデジット(英数字)

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1					2	3	4	5			6	7	8	11	12	
規則	A	E	O	S	G	日	日	月	月	年	年	年	年	連	番	*	
例	A	E	O	S	G	3	1	1	2	2	0	1	0	0	0	1	1



S	G
---	---

(9,10桁目挿入)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	日	日	月	月	年	年	連番	S	G	連	番
例	A	3	1	1	2	1	0	0	S	G	0	1

日本での輸出入申告時にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
沖縄地区税関	電話:098-862-9291